

平成19年度第1回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成19年4月13日（金） 午後2時～

【開催場所】 高崎市役所本庁・職員研修室（20階）

【出席委員】 計27名

委員 青木 鈴子	委員 青山 清子	委員 井上 光弘
委員 岩井 今朝男	委員 梅村 馨	委員 大竹 光子
委員 狩野 礼子	委員 黒沢 秀吉	委員 駒井 和子
委員 斉藤 直躬	委員 齋藤 美恵子	委員 清水 雅美
委員 須藤 ゆり子	委員 戸塚 得子	委員 中島 英男
委員 中島 英明	委員 平田 清一	委員 平野 勝海
委員 福田 美代子	委員 藤田 東洋子	委員 細井 雅生
委員 松浦 千栄子	委員 松沢 斉	委員 松本 源治
委員 山崎 順彦	委員 湯浅 億章	委員 若原 正大

【欠席委員】 計6名

委員 井上 昭子	委員 岩田 寿	委員 木村 八郎
委員 佐藤 洋一	委員 宮崎 孝明	委員 矢島 祥吉

*群馬地区区長会選出委員は選定保留中（新年度総会にて選出予定）

【事務局職員出席者】 全21名

高齢・医療担当部長 萩原 素雄 長寿社会課長 嶋田 訓和

介護保険室長 小金沢 明彦

長寿社会課担当係長 清水 琢磨、田村 とし江、阿久澤 健

介護保険室担当係長 飯沼 純一、秋山 泰行、青山 路子

各支所担当職員 5名

他事務局担当職員 7名

【公開・非公開区分】 公開

傍聴者1名

【所管部課】 保健福祉部 長寿社会課

【議 事】

- 1) 正副会長の選任について
- 2) 高崎市介護保険運営協議会等について
- 3) 介護保険運営協議会の今後のスケジュール等について
- 4) 高崎市地域包括支援センター運営協議会および高崎市地域密着型サービス運営委員会の委員選任について
- 5) その他

* 1) の議事進行は事務局、2) 以降は会長が議長

議事1 正副会長の選任について

事務局 高崎市介護保険条例に基づき会長1名、副会長1名を委員の互選により選出させていただきますようお願いいたします。

委員A 事務局案の提案をお願いします。

事務局 会長には前期も会長を務めていただいた細井委員が適任であると考えます。また、

副会長には、会長が男性であることから女性がふさわしいと考え、前期に副会長を務めていただいた富田副会長の所属する高崎市ボランティアグループ連絡協議会から推薦いただきました井上昭子委員が適任であろうかと考えます。

一同 異議なし。

*会長就任の挨拶

<これより介護保険運営協議会規則に基づき会長を議長とする。>

議長 それでは、次の議題に入らせていただきます。

議事2 高崎市介護保険運営協議会等について

議長 続きまして「高崎市介護保険運営協議会等」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

一 高崎市介護保険運営協議会、高崎市地域包括支援センター運営協議会および高崎市地域密着型サービス運営委員会について、連携等のイメージ、根拠条例や規則、各運営協議会（運営委員会）の役割等を事務局より説明（会議資料1参照、2～11ページ）

議長 ありがとうございます。今後委員の皆様には介護保険運営協議会はもとより地域包括支援センター運営協議会の委員または地域密着型サービス運営委員会の委員を兼務いただくわけですが、各運営協議会（運営委員会）がどのような活動を行っていくかがイメージできたかと思えます。何か不明な点もしくはご質問があればお願いします。

委員B 前期では、地域包括支援センター運営協議会ではいろいろと懸案事項が出ていましたが、地域包括支援センター運営協議会の委員を選任する上で知っておいたほうが良いかと思えますが、懸案事項の概略について知らせるべきではないでしょうか。

また、地域包括支援センター運営協議会の設置要綱の中にも地域密着型サービス運営委員会の設置要綱のように会議の成立要件を盛り込むべきではないかと思えます。

事務局 ご質問の1点目につきましては、大きな懸案事項として予防プランの作成に多大な労力が割かれていることがあり、今後早急に解決し、対応していかなければならない重要な課題です。また、地域に密着した事業の展開ができていないことも懸案事項として挙げられます。さらに、地域包括支援センターの拠点づくりにも取り組む必要があります。

2点目の成立要件については、ご指摘いただいたように設置要綱に盛り込むように所定の手続きを行い、追ってご報告いたします。

議長 ありがとうございます。いま地域包括支援センター運営協議会における懸案事項については説明がありましたが、地域密着型サービス運営委員会についての懸案事項はありませんか。あれば、委員を選任する上での参考としてお聞かせいただけますか。

事務局 開催回数が多いため、委員の皆様への負担が大きいということが何と言っても最も

大きな懸案事項です。

議長 他にご質問等がありますか。なければ次の議題に入らせていただきます。

議事3 介護保険運営協議会の今後のスケジュール等について

議長 続きまして「介護保険運営協議会の今後のスケジュール」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

一 今期の委員の皆様方の任期にあたる平成19年度から平成21年度までの3か年のスケジュール(概要)、ワーキンググループおよび部会の設置、3つの運営協議会(運営委員会)の昨年度(平成18年度)の開催状況および今年度(平成19年度)の開催予定を事務局より説明(会議資料2参照、12～16ページ)

議長 ありがとうございます。ワーキンググループ設置に関する意見等は本日集約するのですか、それとも後日改めて行うのですか。

事務局 ワーキンググループについては、検討課題等が発生する都度設置し、検討していかなければなりません。現在事務局でもいくつかの検討課題が考えられます。資料に掲載したものは一部の例示ですが、委員の皆様方において現時点で検討すべき課題として何か認識しているものがあればこの場でご教示いただきたいと思います。

また、この場だけではなく、後日事務局より様式を送付(郵送)させていただきますので、文書やEメールでご提出していただきたいと思います。ワーキンググループを設置する際にはメンバーの選出等、運営協議会で諮る必要がありますので、5月中旬を目途にご提示いただき、6月に入り次第運営協議会を開催したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

議長 今後、ワーキンググループを設置して協議検討していかなければならない課題等があればこの場でお示しいただきたいと思います。何か案件はありますか。

委員C 運営協議会の委員からご意見等を求めるだけではなく、利用者や市民、サービス事業者、在宅介護支援センター等、より多くの方々からも意見(課題や問題点等)を収集していくべきではないかと思えます。

事務局 ご指摘のように委員の皆様方だけをお願いするというものではなく、より多くの方々からのご意見等を収集しなければならないと考えております。現時点でも利用者や市民、事業者等から多くのご意見が寄せられていますので、そうしたご意見等に耳を傾け、必要性の高いものは事務局案として提示していきたいと考えております。

委員A 現在、地域内で最も実態を良く把握しているのは担当の在宅介護支援センターのように思われますが、在宅介護支援センターでもわからないこともあり、現実として非常に困ることもあります。高齢者等を支援していくためには地域における情報を共有すべきであり、そうした体制や仕組みづくりが必要であると考えます。

議長 他には何かご意見、ご質問はありますか。

委員D 昨年度は地域密着型サービス運営委員会の委員でしたが、運営委員会の中では地域密着型サービス事業者を指定するための審査が主で、地域密着型サービスを充実させるための協議検討がなされていなかったため、今後は地域密着型サービス運営委員会の中で協議検討していくべきであると思います。

議長 地域包括支援センター運営協議会も地域密着型サービス運営委員会もともに設置要綱の中（第3条）で支援組織を設置できるとなっていますので、それぞれにワーキンググループを立ち上げて協議検討していくべきであると考えます。

委員B 私もD委員さんのおっしゃった件については、地域密着型サービス運営協議会の中でワーキンググループを設置して議論していくべきであると考えます。

事務局 地域包括支援センター運営協議会においてはワーキンググループを設置することが出来ますが、地域密着型サービス運営委員会においては、あくまでも地域密着型サービス事業者の指定に係る指定基準や介護報酬に関する事、適正な事業運営に関する事のみ協議検討できます（設置要綱第2条参照）が、整備計画の策定や計画の推進に関する事は対象外であるため、介護保険運営協議会において検討することが望ましいと考えます。

委員E 地域包括支援センターが設置されてから1年が過ぎましたが、うまく軌道に乗っていないように思われますので、地域包括支援センターのあり方（こうあるべきだ）を運営協議会で検討していただき、教示していただきたいと思います。

議長 今後ワーキンググループで検討すべき課題がいろいろと提示されましたが、他に何かありますか。また、事務局から文書での提出の依頼がいくかと思っておりますので、本日出された以外にお気づきの点があればお示しいただきたいと思っております。

委員の皆様からお示しいただいたご意見をもとに事務局がワーキンググループに関する検討案を提示いたしますので、6月の運営協議会で協議検討したいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

他にご意見等がなければ次の議題に入らせていただきます。

議事4 高崎市地域包括支援センター運営協議会および高崎市地域密着型サービス運営委員会の委員選任について

議長 それでは続きまして「高崎市地域包括支援センター運営協議会および高崎市地域密着型サービス運営委員会の委員選任」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

一 『高崎市地域包括支援センター運営協議会および高崎市地域密着型サービス運営委員会の委員割振り事務局案』を事務局より説明（会議資料3参照、17ページ）

- * 割振りの趣旨＝今後2つの運営協議会（運営委員会）のほかにワーキンググループや検討部会も立ち上げていくため、一人の委員が複数を兼務することになり、負担が増えることが予想されるため、少しでも負担を軽減するため、これまでのように2つの運営協議会（運営委員会）を兼務しな

いこととした。ただし、市民からの公募委員3名については、どちらかに偏るため、お一人を兼務として2人ずつとなるように配慮した。

また、地域密着型サービス運営委員会においては、事業者指定であるため、同一のサービス事業者が委員となることは公正・公平性の面から好ましくないため原則被保険者の代表もしくは学識経験者とした。

議長 ありがとうございます。事務局案について何かご質問はありますか。

委員B 構成を見ると地域密着型サービス運営委員会には医師が入っていないが、運営上支障はないのですか。また、これまでのように両方を兼務している良い面があるのではないのでしょうか。

委員D 私も医師ですが、地域密着型サービス運営委員会においては単なる事業者指定の審査で基準が明確に示されており、介護認定審査のように医師の判断に委ねるような面はないため、問題はないと考えます。

議長 私も昨年度地域包括支援センターと地域密着型サービスの2つの運営協議会（運営委員会）を兼務していましたが、特段メリットはないと思われます。逆に両方を兼務すると開催数が多くなるため、そちらのほうが厳しく負担が大きいと思います。

委員F 公募委員ですが、2つの運営協議会（運営委員会）を兼務するのは負担が大きい上、必ずしも公募委員が2名ずつ入る必要性もないように思われるので、どちらかにしていただきたい。

事務局 公募委員さんについては、年齢やお仕事、家庭の関係等を考慮して決めさせていただきましたが、できれば3名の委員の方々に話し合ってもらいたいと思います。会議終了後、お時間はお掛けしませんので残って話し合いをしていただきたいと思ひます。

議長 一方の委員が別の運営協議会（運営委員会）を傍聴することはできるのですか。可能なのであれば、必ずしも兼務は必要ではないのでしょうか。ちなみに介護保険運営協議会是一般の方の傍聴は可能ですが、2つの運営協議会（運営委員会）についてはいかがですか。

委員C 協議内容から判断して地域包括支援センター運営協議会を地域密着型サービス運営委員会の委員が傍聴できることは支障ないように思われますが、地域密着型サービス運営委員会を地域包括支援センター運営協議会の委員が傍聴できることは、事業者の審査に係ることであるため、委員の中に同じ介護サービス事業者がいるため好ましくないと考えます。また、一般の方の傍聴も好ましくないと考えます。

議長 確かにC委員さんのおっしゃるとおりだと思ひますので、原則どちらの運営協議会（運営委員会）も委員や一般の方の傍聴は認めないということによろしいでしょうか。

一同 異議なし。

議長 他にご質問等ありませんか。ないようでしたら地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会の委員の割振りについては、公募委員さん以外は事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

なお、公募委員さんについては会議終了後話し合いできめていただきたいと思いますと思います。

一同 異議なし。

議長 それでは最後の議題、「その他」に移らせていただきます。

議事5 その他

議長 その他ということですが、事務局より何かありますか。

事務局 3点ほどあります。まず1点目は、昨年度（平成18年度）認知症高齢者グループホームを計画に基づき4事業者選定していただきましたが、そのうちの1事業者が都合により選定の取り下げをいたしました。今年度（平成19年度）は計画上では3か所整備する予定でございますが、1か所を追加し、4か所とさせていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。

次に2点目につきましては、先ほど委員の割振りをさせていただき、ご了承いただきましたが、会議資料16ページのスケジュールでも記載させていただいておりますように、早速今月25日に地域密着型サービス運営委員会を開催したいと考えております。選任されました委員の皆様方には会議終了後開催通知をお渡しいたします。ご多忙のところ申し訳ありませんが、宜しく願いいたします。

最後に3点目ですが、今回新規に委員となられました方々には、榛名地域を除く高崎市と旧榛名町の高齢者保健福祉総合計画書をお配りしてあります。この計画は平成18年4月1日からの3か年計画のため、4月1日時点で各市町村が策定することになっております。榛名町との合併が平成18年10月1日であったため、2つの計画を併せて高崎市の計画となりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、委員の皆様方には日額の委員報酬を支払わせていただきますので、振込口座に係る申込書を同封いたしましたので、ご記入の上、同封の返信用封筒でご提出いただきますようお願いいたします。

議長 最後に委員の皆様方から何かありますか。なければ以上をもちまして終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。